

(別紙)

障害者差別解消法の施行に向けて

1 障害者差別解消法とは (H25. 6成立、H28. 4施行)

① 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(第7条第1項)



※「障害を理由とする不当な差別的取扱い」

→ 行政機関 (地方公共団体 (公立学校を含む)) を含む、すべての事業所で禁止

② 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、

年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(第7条第2項)



学校として、法の施行の概要・相談窓口等を本人・保護者へ周知することは必要不可欠

※「合理的配慮の提供」

→ 行政機関 (地方公共団体 (公立学校を含む)) では義務化

2 「合理的配慮」とは

○障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、以下の3点に留意する必要がある。

- ①学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合、個別に必要とされるもの
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



(参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
 - デジタルカメラ等※による板書撮影
 - ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
- (※データの管理方法等について留意)



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。



病弱のEさん

【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

合理的配慮 決定へのプロセス

(文科省資料一部改変)

一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される

○ 設置者・学校・Aさん及び保護者による合意形成
 ○ Aさん及び保護者への情報提供(説明責任)

- 1 Aさん及び保護者からの要望(意思の表明)
(※教員の見立てがきっかけになる場合もある。)
- 2 Aさんの実態把握
・興味関心 ・学習上又は生活上の困難 ・健康状態
- 3 均衡を失した又は過度の負担かどうかの判断などの検討・調整 (※代替え案の検討)
・財政状況 ・必要性 ・学校運営 ・教職員の対応可否 等
- 4 個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用
- 5 合理的配慮の定期的な評価・見直し

要望 ↓ 調整 ↓ 決定

※『合理的配慮』については、本人・保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を「個別の教育支援計画に明記することが望ましい」とされている。

合理的配慮を踏まえた教育活動の展開

(1) 合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正しく理解する(H28.4.1に障害者差別解消法の施行)

(2) 授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと(※指導案への明記)

(3) 従来からの教育資源を最大限工夫し活用すること(※再整理)

(4) 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること

(文科省資料を一部改変)

4 参考

